

(農林中央金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
第四条 「項を削る。」

〔項を削る。〕

〔1〕 第三条の規定による改正後の農林中央金庫法施行規則第七十二条第四項の規定は、株式会社商工組合中央金庫法第三十三条の規定による商工債（同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定による改正後の漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十四条第六項の規定は、当分の間、適用しない。）

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

〔施行期日〕

第一条 この命令は、銀行法施行令等の一部を改正する政令の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十六条第六項の規定は、当分の間、適用しない。（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十四条第六項の規定は、当分の間、適用しない。

省令

別表 (第六条関係)		改	正	後
第九類	第一 八類	〔略〕		
〔一〕 三十一 〔新設〕 スマートフォン	〔一〕 三十一 〔携帯情報端末 腕時計型携帯情報端末 スマートフォン〕			

第二十 類 十九類	第十 類 十九類	〔略〕
十四 〔靴合わせくぎ（金属製 のものを除く。）靴くぎ (金属製のものを除く。) 靴びよう（金属製のものを 除く。）靴保護具（金属製 のものを除く。）〕	〔一〕 十三 〔略〕	〔二〕 〔新設〕 〔携帯情報端末の部品及 び附属品〕 〔携帯情報端末用カバー 用カバースマートフォン 用ケーススマート フォン用ストラップ ラップスマートフォン 携帯情報端末用ケース 携帯情報端末用スト ラップスマートフォン 〔新設〕

第二十 類 十九類	第十 類 十九類	〔略〕
十四 〔靴合わせくぎ（金属製 のものを除く。）靴くぎ (金属製のものを除く。) 靴びよう（金属製のものを 除く。）靴保護具（金属製 のものを除く。）〕	〔一〕 十三 〔略〕	

(農林中央金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
第四条 「1」 第三条の規定による改正後の農林中央金庫法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第七十二条第一項の規定は、同項第二号に掲げるものについては、当分の間、適用しない。

2 新規則第七十二条第二項及び第四項の規定は、農林中央金庫の清算機関（農林中央金庫に一定の情報を提供している者であつて、金融商品取引清算機関、商品取引清算機関及びこれらに準ずる外国の機関をいう。）に対する信用の供与等（農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十八条第一項本文に規定する農林中央金庫の同一人に対する信用の供与等をいう。）であつて、当該清算機関が行う業務に係るもの並びに農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものについては、当分の間、適用しない。

3 新規則第七十二条第四項の規定は、株式会社商工組合中央金庫法第三十三条の規定による商工債（同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。）については、当分の間、適用しない。